

一般社団法人関内活性化会 定款

第1章 総則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人関内活性化会と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を横浜市中区常盤町5丁目6番地3勝ビル4階に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。これを
変更又は廃止するときも同様とする。

(目的)

第 3 条 当法人は、関内地区及びその周辺地区において、行政、企業・団体等のまちづくり
に関わる主体との連携を図りつつ、土地・建物所有者、開発事業者、住民など地区関係者
がつくる社会的組織によるエリアマネジメント体制を確立したうえ、安全、安心且つ健体
康心なまちづくりのため、観光・スポーツ文化施設等の設置など都市空間の適切且つ効率
的な開発その他土地の利・活用等を推進する活動を行うとともに、商業振興、文化交流、
観光・集客等の活性化策を促進し、業務、商業、居住、交流等多様な機能が近接した、『横
浜らしさを生かした持続可能なまち・関内』のまちづくりを進め、もって関内地区及びそ
の周辺地区の付加価値を高め、横浜経済の振興と公共の福祉に寄与することを目的とす
る。

(事業)

第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 関内地区及びその周辺地区に関する情報収集及び調査・研究
- ② 関内地区及びその周辺地区のエリアマネジメント活動
- ③ スポーツ・健康イベントの誘致・開催、誰でも参加できるスポーツ環境づくりの推進
等健体康心のための事業
- ④ SDGs 未来都市横浜の推進事業
- ⑤ 公共施設の指定管理業務並びに駐車場・駐輪場の管理運營業務
- ⑥ 観光・集客の企画、各種イベント・セミナーの開催等地域活性化のための事業
- ⑦ 都市防災・防犯に関する研究、啓発及び防災・防犯活動の実施
- ⑧ 文化・芸術振興、商業振興、起業促進に関する事業
- ⑨ 関内での事業を促進させるためのビジネスマッチングや人材確保等の支援事業

- ⑩ 広告・宣伝並びに出版・インターネット事業
- ⑪ 当法人の会員相互の連携強化のための事業
- ⑫ 市役所解体後の跡地及び周辺エリアの有効活用に関する調査・研究及び提言並びに有効活用事業の請負
- ⑬ 国、神奈川県及び横浜市等の公共機関からの委託事業の請負
- ⑭ その他前各号に関連する事業並びに当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第 5 条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第 6 条 当法人に、理事会及び監事を置く。

第 2 章 会員

(種別)

第 7 条 当法人の会員は、次の 3 種とし、社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- ① 社員 当法人の目的及び活動に賛同しともに関内地区の活性化のために、協働することができ第 9 条第 1 項の負担をすることのできる企業又は団体若しくは個人
- ② 賛助会員 当法人の目的及び活動に賛同し、第 9 条第 2 項の負担をする企業又は団体若しくは個人
- ③ 特別会員 当法人に対し特別な貢献をなすために、当法人の目的及び活動に賛同して入会した企業又は団体若しくは個人

(入会)

第 8 条 当法人の会員として入会しようとする企業又は団体若しくは個人は、別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

- 2 会員の入会については、あらかじめ理事会において定める入会判断基準に従って理事会で審査決定し、その結果を申込者に通知する。

(経費の負担)

第 9 条 当法人の事業活動の費用に充てるため、社員は、理事会において定める入会金及び会費を納入するものとする。

- 2 前項の費用に充てるため、賛助会員は、理事会において別に定める賛助会費を納入するものとする。

(任意退会)

第 10 条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。ただし、90日前までに告知しなければならない。

(除名)

第 11 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、その社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、且つ、社員総会における、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- ① 本定款その他の規程に違反したとき。
- ② 当法人の業務を妨害し、又は名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- ③ その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格の喪失)

第 12 条 前2条の場合のほか、社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- ① 会費の納入が継続して1年以上されなかつたとき。
- ② 会員である企業、団体が解散したとき、又は破産手続開始の決定を受けたとき。
- ③ 会員である個人が死亡若しくは失踪宣告を受けたとき。
- ④ 暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）に関わっていることが判明した時。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 13 条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。社員については一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種別)

第 14 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

- 2 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(構成)

第 15 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(社員総会の決議事項)

第 16 条 社員総会は、一般法人法に規定するところにより、次の各号に掲げる事項について決議する。

- ① 入会金、会費の金額
- ② 理事及び監事の選任及び解任
- ③ 理事及び監事の報酬等の額
- ④ 定款の変更
- ⑤ 事業報告及び収支決算に関する事項
- ⑥ 会員の除名
- ⑦ 解散
- ⑧ その他総会で決議するものとして一般法人法又はこの定款に規定する事項

(招集)

第 17 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。理事長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。ただし、社員全員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

2 総社員の議決権の 5 分の 1 以上を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

3 社員総会を招集するには、開会日の 1 週間前までに、各社員に対して招集通知を発するものとする。

(議長)

第 18 条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故若しくは支障があるときは、その社員総会において、出席した理事の中から第 20 条第 1 項に定める決議の方法により議長を選出する。

(定足数)

第 19 条 社員総会の定足数は、委任状による出席も含め社員総数の過半数とする。

(決議)

第 20 条 社員総会の決議は、一般法人法第 49 条第 2 項に規定する事項又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 社員は 1 名につき、各 1 個の議決権を有する。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- ① 会員の除名
- ② 監事の解任
- ③ 定款の変更
- ④ 事業譲渡、解散及び継続、合併
- ⑤ その他一般法人法及びこの定款で定めた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでのものを選任することとする。

(議決権等)

第21条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を当法人に提出しなければならない。

2 前項の規定により議決権の行使を委任した社員は、前条第1項及び次条第1項の適用については、社員総会に出席したものとみなす。

3 社員総会の決議について、特別な利害関係を有する社員は、その議事の決議に加わることはできない。

(決議及び報告の省略)

第22条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、一般法人法で定めるところにより、議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2 第22条第1項の場合も、前項の議事録を作成する。

3 議事録には、議長及び出席した社員の中からその総会において選出された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印する。

第4章 役員等

(定数)

- 第24条 当法人に、理事3名以上10名以内、及び監事1名以上2名以内を置く。
- 2 理事のうちから、代表理事1名を定め、代表理事をもって理事長とする。
 - 3 理事のうちから、副理事長、専務理事、常務理事、幹事を各若干名定めることができる。

(選任)

- 第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって、社員又は社員たる企業、団体の代表者若しくはそれに準ずる者から選任する。ただし、必要があるときは、それら以外のものから選任することを妨げない。
- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選によって選定するものとし、幹事は理事長が指名し、理事会の承認を得るものとし、解職についても、同様とする。
 - 3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
 - 4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務権限)

- 第26条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 2 理事は、理事会を構成しこの定款及び理事会の決議に基づき、当法人の業務を執行する。

(監事の職務権限)

- 第27条 監事は理事の職務の執行を監査し、一般法人法で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び事務局職員に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財政の状況の調査をすることができる。
 - 3 監事は一般法人法及びこの定款に規定するところにより権限を行使する。

(役員任期)

- 第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 第24条第1項に定める定数に満たなくなるときは、任期満了又は辞任より退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての役員としての権利義務を有する。

(解任)

第 29 条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

第 30 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員については、報酬、賞与その他の職務執行の対価を支給することができる。

2 役員が職務を行うために要する費用については、実費を支弁することができる。

第 5 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(権限)

第 32 条 理事会は、次の各号に掲げる事項について決議する。

- ① 業務執行の決定及び理事の職務の執行の監督
- ② 理事にその決定を委任できない一般法人法第 90 条第 4 項各号に掲げる事項その他重要な業務執行の決定
- ③ 会員の入会の承認
- ④ 総会に付議すべき事項の決定
- ⑤ 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定並びに解職及び幹事の指名の承認並びに解職
- ⑥ 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- ⑦ 規程の制定、変更及び廃止に関する事項
- ⑧ 一般法人法及びこの定款に規定する事項その他会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、3 ヶ月に 1 回開催するほか、理事長が必要と認めたとき又は理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったときに開催する。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位の理事が理事会を招

集する。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、会日の1週間前までに通知する。

(決議)

- 第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の決議が可否同数となった場合は、再審議の上、1回に限り再議決することができるものとし、再議決においても可否同数となった場合は、否決されたものとする。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第 36 条 理事会の議事については、一般法人法で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規程)

- 第 37 条 理事会に関する事項は、一般法人法又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規程による

第6章 専門部会

(設置等)

- 第 38 条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により専門部会を設置することができる。
- 2 部会長は当法人の理事の中から選出し、理事会の承認を得るものとする。
 - 3 専門部会の委員は、理事会が選任する。
 - 4 専門部会の事務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。
 - 5 部会長は理事会においてその活動状況等を報告する。

(事業の実施)

- 第 39 条 専門部会は会員たる法人・団体と連携し、当法人の目的に則した諸事業を実施することができる。
- 2 事業の実施に際しては、あらかじめ理事会の承認を得るものとする。

第7章 事務局

(設置等)

第40条 当法人の事務及び会計を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び事務を処理するために必要な職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

(帳簿及び書類の管理)

第41条 事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を備え、事務局はそれを管理しておかねばならない。

- ① 定款及び会則
- ② 社員、賛助会員及び特別会員名簿、並びに社員、賛助会員及び特別会員の異動に関する書類
- ③ 理事長、その他役員及び事務局員の名簿
- ④ 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- ⑤ その他決算書及び財産目録等当法人の事業に必要な帳簿及び計算書類
- ⑥ 当法人の運営、事業活動等の報告書類

第8章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第42条 当法人は、会員及び役員並びに第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の取扱い)

第43条 基金の募集・割当て・払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める基金取扱規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第44条 基金の拠出者は、前条の基金取扱規程に定める日まで、その返還を請求することはできない。

(基金の返還の手続)

第45条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行う。

(代替基金の積立)

第 46 条 基金の返還を行うためには、返還される基金に相当する金額を代替基金とし計上しなければならないものとし、これを取り崩すことはできない。

第 9 章 資産及び会計

(事業年度)

第 47 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 48 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第 49 条 理事は、毎事業年度終了後当法人の事業報告及び収支決算について、当該事業年度に関する次の書類を作成し、定時社員総会に提出し又は提供しなければならない。

① 事業報告及びその附属明細書

② 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書

2 事業報告については、理事長がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

3 貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

4 第 1 項各号に掲げる書類及び監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置く。

(剰余金の不分配)

第 50 条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 51 条 この定款は、社員総会において、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の決議により変更

することができる。

(解散)

第 5 2 条 当法人は、次の事由によって解散する。

- ① 社員総会の特別決議
- ② 全ての社員が欠けたこと
- ③ 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）
- ④ 破産手続開始の決定
- ⑤ その他一般法人法で定める事由

(残余財産)

第 5 3 条 当法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 1 1 章 附則

(委任)

第 5 4 条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(最初の事業年度)

第 5 5 条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の設立の日から令和 2 年 3 月末日までとする。

(設立時役員)

第 5 6 条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

(略)

(設立時社員)

第 5 7 条 設立時社員の名称若しくは氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員

住 所	横浜市中区尾上町一丁目 8 番地
氏 名	株式会社 新井清太郎商店

設立時社員

住 所 横浜市中区住吉町一丁目13番地
氏 名 松村株式会社

設立時社員

住 所 横浜市中区住吉町二丁目27番地
氏 名 有限会社 テイクオフ

設立時社員

住 所 神奈川県横浜市中区尾上町四丁目47番地
氏 名 リスト株式会社

設立時社員

住 所 横浜市中区太田町二丁目23番地
氏 名 株式会社 神奈川新聞社

設立時社員

住 所 横浜市中区太田町二丁目23番地
氏 名 株式会社 テレビ神奈川

設立時社員

住 所 横浜市中区海岸通四丁目24番地創造空間万国橋SOKO105
氏 名 ハッスルホールディングス株式会社

設立時社員

住 所 横浜市戸塚区名瀬町2060番地
氏 名 株式会社 エイト

設立時社員

住 所 東京都港区芝三丁目23番1号
氏 名 株式会社 JTB総合研究所

設立時社員

住 所 横浜市金沢区六浦東一丁目50番1号
氏 名 学校法人 関東学院

設立時社員

住 所 横浜市旭区万騎が原 3 3 番地
氏 名 株式会社 岡田屋

設立時社員

住 所 横浜市神奈川区羽沢町 8 1 3 番地 7
氏 名 株式会社 民建

設立時社員

住 所 東京都港区新橋二丁目 2 0 番 1 5 号新橋駅前ビル 1 号館 7 1 6
氏 名 A g l o b a l h a r m o n y 株式会社

(法令の準拠)

第 5 8 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法及びその他の法令に従う。